

平成 26 年 12 月 17 日

税務協力八者会
団体長 各位

神奈川 税務署長

平成 26 年分確定申告期における税務署等の閉庁日対応の実施について

日頃から、税務行政につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京国税局管内の税務署では、平成 26 年分確定申告期においても、下記のとおり閉庁日対応を実施することとしましたので、連絡いたします。

なお、税務署等の閉庁日対応を含めた確定申告期に係る広報への御協力について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 閉庁日対応を行う税務署等

千葉県	千葉東、千葉南、千葉西、 <u>市川</u> 、船橋、木更津、 <u>松戸</u> 、 <u>成田</u> 及び柏税務署
東京都	江東西、江東東、杉並、荻窪、豊島、王子、荒川、板橋、葛飾、江戸川北、江戸川南、八王子、武蔵野、武蔵府中、 <u>町田</u> 、日野及び東村山税務署
	東京国税局合同会場（対象署： <u>麹町</u> 、 <u>神田</u> 、 <u>日本橋</u> 、 <u>京橋</u> 、 <u>芝</u> 、 <u>麻布</u> 、 <u>小石川</u> 、 <u>本郷</u> 、 <u>東京上野</u> 、 <u>浅草</u> 、 <u>本所</u> 及び <u>向島</u> 税務署）
	品川税務署合同会場（対象署： <u>品川</u> 及び <u>荏原</u> 税務署）
	蒲田税務署合同会場（対象署： <u>大森</u> 、 <u>雪谷</u> 及び <u>蒲田</u> 税務署）
	練馬東税務署合同会場（対象署： <u>練馬東</u> 及び <u>練馬西</u> 税務署）
	足立税務署合同会場（対象署： <u>足立</u> 及び <u>西新井</u> 税務署）
	立川税務署合同会場（対象署： <u>立川</u> 及び <u>青梅</u> 税務署）
確定申告新宿会場（対象署： <u>四谷</u> 、 <u>新宿</u> 及び <u>中野</u> 税務署）	
確定申告渋谷会場（対象署： <u>目黒</u> 、 <u>世田谷</u> 、 <u>北沢</u> 、 <u>玉川</u> 及び <u>渋谷</u> 税務署）	
神奈川県	鶴見、横浜南、神奈川、戸塚、緑、川崎南、川崎北、川崎西、横須賀、 <u>平塚</u> 、鎌倉、藤沢、小田原、相模原、厚木及び大和税務署
	確定申告横浜会場（対象署： <u>横浜中</u> 及び <u>保土ヶ谷</u> 税務署）
山梨県	甲府税務署

(注) 1 東京国税局合同会場対象署、確定申告新宿会場対象署、確定申告渋谷会場対象署、確定申告横浜会場対象署、荏原、大森、雪谷、練馬西、西新井及び青梅税務署の庁舎では執務を行わない。

2 下線部分は、税務署庁舎外の申告書作成会場で閉庁日対応を行う税務署を示す。

2 閉庁日対応を実施する日

平成 27 年 2 月 22 日（日）及び 3 月 1 日（日）

3 対応業務

確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談